

めざまし。企業の繁栄と社会への貢献

# 法人会だより

2020年  
秋

公益社団法人 沖縄北部法人会 広報委員会  
名護市宇茂佐の森5-2-7 電話 (0980) 54-3120/FAX (0980) 50-9053  
MAIL [info@okihokuhoujin.com](mailto:info@okihokuhoujin.com) URL <http://www.okihokuhoujin.com>

No.15



## 【第34回理事会を開催】

10月14日(水) 北部会館3階会議室において「第34回理事会」を開催し、令和2年度の会員増強運動の目標数(支部毎の目標数)及び、具体的取組み等について審議され、原案通り承認された。今年度は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明であり大変厳しい状況ではあるが、役員一丸となって目標達成に向けて取り組むことが了承された。

## 沖縄県法人会連合会会員増強運動施策

### ●マスメディアを媒体とした広報の実施 ラジオCM放送中!



- ・期間 令和2年9月～12月末日の平日 (会員増強運動推進期間)
- ・時間 午前10時台、午後2時台の1日2回放送
- ・放送局 ラジオ沖縄・FM沖縄
- ・内容 全法連提供の20秒ものCM (経営者社外7割編)

### ●タクシー広告実施中!

・令和2年10月～12月末日の期間、県内のタクシー会社10社のご協力により175台のタクシーによる法人会のPRを実施しています。北部では、丸金交通、北部観光タクシーにて実施中!



# 会員増強運動月間(10月～12月)展開中!

会員  
募集中!

広報委員会



## 企業をPRしませんか? 掲載記事を募集致します!

締め切りは、  
11月末日まで  
!  
《掲載無料》

北部法人会広報委員会では、会員向けサービスの一環として企業紹介等を盛込んだ「法人会だより」を年4回発行しています。

そこで、会員のみなさんへ次号掲載分を募集します。※応募が多い場合は、当委員会で選定させていただきますのでご了承下さい。なお、漏れた場合は次号に掲載いたします。

発行 : 年4回(春・夏・秋・冬)

### <募集要項>

①会社事務所等	写真	⑤業種
②会社名		⑥事業内容(PR等)
③所在地		⑦メールアドレス
④電話・FAX		⑧ホームページアドレス

記入例



①	②公益社団法人 沖縄北部法人会
	③名護市宇茂佐の森5-2-7 北部会館4階
	④☎ (0980) 54-3120 FAX (0980) 50-9053
	⑤業種 : 経済団体
	⑥税・経営・社会貢献をテーマに活動する団体 ●各種税務研修 ●経営セミナー ●講演会 ●インターネットセミナー ぜひ、ご参加ください!
	⑦Mail <a href="mailto:info@okihokuhoujin.com">info@okihokuhoujin.com</a>
	⑧ <a href="http://www.okihokuhoujin.com">http://www.okihokuhoujin.com</a>

《仕様》 写真はJPG画像でお願いします。

※募集要項をご記入のうえ、メール ([info@okihokuhoujin.com](mailto:info@okihokuhoujin.com)) にて事務局まで送信ください。

※ご要望があれば、写真撮影にお伺いいたします。

閲覧  
無料

## インターネットでセミナー受講

セミナーオンデマンドサービス



- インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- 映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- 忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適。
- 勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご活用ください。



テレワーク時代のスタンダード  
「Zoomミーティング」活用セミナー



沖縄北部法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

[http:// www.okihokuhoujin.com](http://www.okihokuhoujin.com)

ID・パスワードは 会員ID:hj4107 パスワード:3120

株式会社ブレーション パソコンセミナー  
専任講師 岩見 誠



# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する  
申告や納税、申請・届出などの  
手続きがインターネットで  
行えます。

## 納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の届出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の  
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

# 署長就任あいさつ

名護税務署長

## 高橋伸治



この度の人事異動で名護税務署長を拝命致しました高橋でございます。  
公益社団法人沖繩北部法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、創立以来、税知識の普及や納税意識の高揚を図るため各種研修会・説明会のほか、小学生を対象にした租税教育活動にも積極的に取り組んでこられました。中でも、青年部会主管の「やんばるの産業まつり」における「キッズ・ジョブ（社会体験型租税教育活動）」、女性部会主管の「税に関する小学生の絵はがきコンクール」は、小学生のみならず、その保護者の方々の税に対する理解を深める機会にもなり、大変有意義な取組になっております。

これらの活動は私ども税務当局にとりまして大変心強く、石川会長をはじめ会員の皆様方のご尽力に対し、深く敬意を表する次第でございます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、昨今、経済・社会の国際化・ICT化や軽減税率制度の導入等、大きく変化してきましたが、今般のコロナ禍においては、多数の納税者の方に甚大な影響を及ぼしており、税務当局としても従来に増してきめ細かい対応を心掛けていくところであります。

しかしながら今回のコロナ禍は、これまでの一過性の病禍と違い、社会的距離をとりつつ経済・社会活動を行わなければならない、非常に難しい命題を我々にもたらしております。

このような中、私どもといたしましては、今後はコロナ対策と行政の効率化を図るため、e-Taxやダイレクト納付に代表される行政手続きの電子化をより一層推進していく所存です。貴会におかれましては本趣旨をお汲み取り頂き、一層のご協力を賜りたいと存じます。

結びに当たり、公益社団法人沖繩北部法人会の益々のご発展と会員企業の事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。私の着任の挨拶とさせていただきます。

## 国税庁定期人事異動による名護税務署幹部名簿

官職名	氏名	前任官職名
署長	高橋伸治	沖繩国税事務所調査課長
総務課長	渡邊旨之	石垣税務署総務課長
法人課税部門統括官	上間常之	沖繩国税事務所調査課主査
個人課税部門統括官	伊禮正勝	留任
総務課係長	仲間祐太	留任

※前名護税務署長 上原 徹 氏(退職)  
 ※前総務課長 上江洲 敦 氏(沖繩国税事務所税務相談官)  
 ※前法人課税部門統括官 野原 秀文 氏(那覇税務署個人課税第三部門統括官)



名護税務署会議室

沖繩北部税務団体協議会(石川幸延会長)では、令和2年7月10日付で名護税務署高橋伸治署長はじめ幹部職員が着任致しました。正副会長及び顧問で挨拶に伺いました。

名護税務署長 表敬訪問

### 【研修会】

日時：令和2年10月7日(水) 14:00~16:00  
 場所：北部会館 3階会議室  
 内容：①自主点検チェックシート活用方法  
 ②消費税軽減税率インボイス制度

法人統括官 上間 常之 氏  
 税理士 李 潤玉 氏



青年部会 租税教室in今帰仁小学校

令和2年9月3日 講師：與那 勝治 先生【(資)共栄社】



### 【改正税法説明会】

日時：令和2年10月1日(木) 14:00~16:00  
 場所：北部会館 3階会議室  
 講師：税理士 西村 裕子 氏



女性部会 グリーンボランティア

令和2年10月3日 名護漁港向いの花壇整備



### 不動産譲渡契約書等にかかる印紙税軽減措置とは？

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 山端美徳

- リサ** 「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」にかかる印紙税の軽減措置が延長になりましたね。
- サキ先生** そうですね。これまでは平成9年4月1日から令和2年3月31日までに作成される契約書について、軽減措置の対象となっていました。令和2年4月1日から令和4年3月31日までに作成されるものについても、適用の対象となりました。
- リサ** ところで、不動産の譲渡に関する契約書とは、印紙税額一覧表の第1号文書の「不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」のうち、不動産に関する契約書が軽減措置の対象になるのは何となくわかりますが、第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、軽減措置の対象となる文書はどのような文書ですか。
- サキ先生** 第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条で定められている建設工事に係る文書が軽減措置の対象になります。ここでいう建設工事とは土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事をいいます。
- リサ** 例えば、不動産譲渡代金や建設工事代金を受領した際に作成する受取書も軽減措置の対象になるのですか。
- サキ先生** たとえ不動産の譲渡や建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約書に該当しないものは、軽減措置の対象にはなりませんよ。
- リサ** じゃあ、建築物の設計については、建設工事には該当しませんか。
- サキ先生** 建築物の設計についても、建設業法第2条で定められている請負工事には該当しないので、軽減措置の対象なりません。
- リサ** そうですね。建設に係る契約書などはすべて印紙税が軽減されると思っていたのですが、そういうわけではないんですね。

【筆者紹介】山端美徳(やまはた・よし) 国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行うとともに、法人会において印紙税等に関するセミナー講師を行う。著書に「文書類型でわかる印紙税の課否判断ガイドブック」(清文社)、「建設業・不動産に係る印紙税の実務」(税務研究会)、「間違えと痛い!印紙税の実務Q&A」(共著、大蔵財務協会)等がある。